

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月1日
【会社名】	株式会社千趣会
【英訳名】	SENSHUKAI CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶原 健司
【本店の所在の場所】	大阪市北区同心一丁目6番23号
【電話番号】	06-6881-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部本部長 高橋 哲也
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区同心一丁目6番23号
【電話番号】	06-6881-3220
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部本部長 高橋 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2019年3月28日開催の当社第74期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 2019年1月1日に完全子会社の千趣会ゼネラルサービス株式会社及び株式会社千趣ビジネスサービスを吸収合併したことに伴い、子会社が営んでいた事業内容に合わせ、当社定款第2条に当該事業目的を追加する。

(2) 当社本店の移転に伴い、当社定款第12条の2第8項及び第12条の3第8項に記載のA種及びB種優先株式の取得請求受付場所の住所の記載を変更(削除)する。

第2号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するとともに、適切な税制の適用により将来キャッシュ・フローを増加させることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行ったうえで、その全額をその他資本剰余金に振り替える。

第3号議案 剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を実現するため、以下の剰余金の処分を行う。

1. その他の剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を補填する。

2. 剰余金の配当に関する事項

優先株式に対する配当については、発行時に定めた所定の計算により、その他資本剰余金を原資として、実施する。

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役として、梶原健司、石田晃一、三村克人、濱口友彰、寺川尚人、青山直美、柏木寿深及び横山慎一の8名を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、稲田佳央の1名を選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、清水万里夫の1名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	218,193	1,880	32	(注)1	可決 96.12
第2号議案	209,015	10,993	96	(注)1	可決 92.08
第3号議案	207,847	12,158	100	(注)2	可決 91.56
第4号議案				(注)3	
梶原健司	193,687	26,314	104		可決 85.33
石田晃一	213,201	6,440	104		可決 93.92
三村克人	216,422	3,579	104		可決 95.34
濱口友彰	216,262	3,739	104		可決 95.27
寺川尚人	213,157	6,844	104		可決 93.90
青山直美	213,349	6,652	104		可決 93.99
柏木寿深	189,139	30,862	104		可決 83.32
横山慎一	216,250	3,751	104		可決 95.27
第5号議案				(注)3	
稲田佳央	207,287	12,712	65		可決 91.32
第6号議案				(注)3	
清水万里夫	198,503	21,540	62		可決 87.45

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上